

議会運営上の会派等の取扱いについて（県内市議会）

自治体		議員数		会派					常任委員会(市政分野)	議員提出議案		無会派議員の参加			議案の審査 上段：当初予算 中段：補正予算 下段：決算認定案
No.	名称	議員定数	現員数	設置根拠 議会基本条例有無	構成人数		現状		委員会数 (委員会の委員定数)	団体意思 法定：議員定数の 1/12以上	機関意思	代表者会議	議会運営委員 会	特別委員会	
01	横浜市	86	86	議会基本条例 (2人以上)	※同左	市会運営委員 会申し合わせ ・確認事項 (5人以上)	7会派	7人	8委員会 (11・10・11・11 11・11・11・10)	8人以上		×	×	△ 都度協議	当初：予算特別委員会+所管常任委員会に審査委嘱 補正：所管常任委員会 決算：決算特別委員会 <small>予算、決算ともに2委員会 を設置し、全議員がいづれ かに所属</small>
02	川崎市	60	60	議会基本条例 (結成することができる)	申合せ (2人以上)	申合せ (5人以上)	5会派	5人	5委員会 (13・12・12・12・11)	5人以上	3人以上	×	×	○	当初：予算審査特別委員会 補正：所管常任委員会 決算：決算審査特別委員会 <small>議員全員をもって構成 ※分科会</small>
03	相模原市	46	45	議会基本条例 (結成することができる)	申合せ (2人以上)	3人以上	6会派	2人	5委員会 (9・9・9・9・9)	4人以上	2人以上	×	×	○	当初：予算特別委員会 補正：所管常任委員会 決算：決算特別委員会 <small>議長が必要と認める場合出席可能 無会派はオブザーバー ※分科会 ※分割付託 ※分科会</small>
04	横須賀市	39	39	議会基本条例 (結成することができる)	申合せ (2人以上)	4人以上	6会派	3人	4委員会 (10・10・9・10)	4人以上	2人以上	×	×	×	当初：予算決算常任委員会 補正：予算決算常任委員会 決算：予算決算常任委員会 <small>※分科会 ※分科会 ※分科会 交渉会派+非交渉会派から選出</small>
05	平塚市	26	26	—	先例 (2人以上)	3人以上	5会派	2人	4委員会 (7・7・6・6)	3人以上		×	×	○	当初：所管常任委員会 補正：所管常任委員会 決算：決算特別委員会 <small>※分割付託 ※分割付託 ※分科会</small>
06	鎌倉市	26	25	議会基本条例 (2人以上)	※同左		7会派	3人	4委員会 (6・7・6・7)	3人以上	2人以上	×	×	×	当初：一般会計予算等審査特別委員会 補正：総務常任委員会(一般会計)、所管常任委員会(特別会計) 決算：一般会計歳入歳出決算等審査特別委員会 <small>※会派選出 ※会派選出</small>
07	藤沢市	36	36	議会基本条例 (結成することができる)	※明文化なし (1人以上)	3人以上	7会派	0人	4委員会 (9・9・9・9)	3人以上		×	×	×	当初：予算等特別委員会 補正：補正予算常任委員会 決算：決算特別委員会 <small>※会派選出(実質2人以上の会派から) ※分割付託 ※会派選出(交渉会派から)</small>
08	小田原市	27	26	議会基本条例 (3人以上)	※同左		5会派	3人	3委員会 (9・9・9)	3人以上		×	×	×	当初：予算特別委員会 補正：所管常任委員会 決算：決算特別委員会 <small>委員外議員としての発言 が認められれば発言可能 委員外議員としての発言 が認められれば発言可能 ※原則会派選出 ※分割付託 ※原則会派選出</small>
09	茅ヶ崎市	28	26	議会基本条例 (複数の議員で結成 することができる)	※同左 (2人以上)	改選後の開催 する議員懇談 会(3人以上)	7会派	2人	4委員会 (7・7・7・7)	3人以上		×	×	△	当初：予算特別委員会 補正：所管常任委員会 決算：決算特別委員会 <small>検討会(非公式)での参加例あり ※会派選出 ※分割付託 ※会派選出</small>
10	逗子市	17	15	議会基本条例 (結成することができる)	申合せ (2人以上)		3会派	5人	2委員会 (9・8)	2人以上		×	×	○	当初：予算特別委員会 補正：所管常任委員会 決算：決算特別委員会 <small>無会派はオブザーバー 無会派はオブザーバー ※分科会 ※分割付託 ※会派選出</small>
11	三浦市	13	12	議会基本条例 (結成することができる)	申合せ (2人以上・公党の場合は1人も可)		4会派	1人	2委員会 (7・6)	2人以上		×	△	△	当初：予算審査特別委員会 補正：所管常任委員会 決算：決算審査特別委員会 <small>各派代表者会議で認められた場合 には参加可能 各派代表者会議で認められた場合 には参加可能 ※会派選出 ※会派選出</small>
12	秦野市	24	24	議会基本条例 (2人以上)	※同左		4会派	3人	3委員会 (8・8・7)	2人以上		×	×	×	当初：予算決算常任委員会 補正：予算決算常任委員会 決算：予算決算常任委員会 <small>※分科会 ※分科会 ※分科会</small>
13	厚木市	28	28	議会基本条例 (2人以上)	※同左		7会派	3人	4委員会 (7・7・7・7)	3人以上		△	△	△	当初：予算決算常任委員会 補正：予算決算常任委員会 決算：予算決算常任委員会 <small>無会派から1人が委員外議員 として参加(当事者調整) 議員選挙後の会派代表予定者 会議で認めている。無会派か ら1人が委員外議員として参 加(当事者調整) 議員選挙後の会派代表予定者 会議で認めている。無会派から1人が委員外 議員として参加(当事者調整)</small> <small>※分科会 ※分科会 ※分科会</small>
14	大和市	28	28	議会基本条例 (結成することができる)	規程 (2人以上)		8会派	0人	4委員会 (7・7・7・7)	3人以上		×	×	×	当初：所管常任委員会 補正：所管常任委員会 決算：所管常任委員会 <small>委員外議員としての発言 が認められれば発言可能 ※分割付託 ※分割付託 ※分割付託</small>
15	伊勢原市	20	20	—	1人以上	申合せ (2人以上)	7会派	0人	3委員会 (7・6・7)	2人以上	3人以上	△	△	△	当初：所管常任委員会 補正：原則として委員会付託省略 決算：所管常任委員会 <small>出席はできるが発言は不可 ※議長の許可があれば可 1人会派は委員外議員と して参加可、発言は不可 都度協議 ※分割付託 ※分割付託</small>
16	海老名市	22	21	議会基本条例 (2人以上)	※同左		5会派	4人	3委員会 (8・7・7)	2人以上		×	×	△	当初：予算決算常任委員会 補正：予算決算常任委員会 決算：予算決算常任委員会 <small>※副議長が概要を周知 傍聴のみ可 都度協議 ※分科会 ※分科会 ※分科会</small>
17	座間市	22	22	—	申合せ (2人以上)		5会派	5人	3委員会 (8・8・8)	2人以上 ※特例あり		×	△	△	当初：予算決算常任委員会 補正：予算決算常任委員会 決算：予算決算常任委員会 <small>会派に属さない議員が複数の場合、その議員全員をもって一つの会派とみなし、議運 に委員を1名選出することができる。特別委員会も議会運営委員会の考え方を準用 ※分科会 ※分科会 ※分科会</small>
18	南足柄市	16	15	議会基本条例 (結成することができる)	規程 (2人以上)		5会派	3人	2委員会 (8・8)	2人以上		×	×	△	当初：予算特別委員会 補正：総務福祉常任委員会 決算：決算特別委員会 <small>現状では入っている ※全議員で構成のため ※全議員(議長・監査除く) ※全議員(議長・監査除く)</small>
19	綾瀬市	20	18	—	申合せ (2人以上)		4会派	3人	3委員会 (6・7・7)	2人以上	3人以上	×	×	○	当初：所管常任委員会 補正：所管常任委員会 決算：所管常任委員会 <small>連絡調整役として1人が同席 委員外議員として1人が出席 ((認められれば発言可能) (認められれば発言可能) ※分割付託 ※分割付託 ※分割付託</small>